

別紙 1 - 3 調剤報酬点数表

【令和 5 年 4 月 1 日施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 調剤技術料</p> <p>区分</p> <p>0 0 調剤基本料 (処方箋の受付 1 回につき)</p> <p style="padding-left: 2em;">1 ~ 3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">注 1 ~ 5 (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">6 注 5 又は注 12 に該当する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、2 点を更に所定点数に加算する。</p> <p style="padding-left: 2em;">7 ~ 11 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>12 注 5 の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合には、次に掲げる点数 (注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の 100 分の 80 に相当する点数) を所定点数に加算する</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>地域支援体制加算 1</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(1) <u>後発医薬品調剤体制加算 1 又は 2 に係る</u></p>	<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 調剤技術料</p> <p>区分</p> <p>0 0 調剤基本料 (処方箋の受付 1 回につき)</p> <p style="padding-left: 2em;">1 ~ 3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">注 1 ~ 5 (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">6 注 5 に該当する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、2 点を更に所定点数に加算する。</p> <p style="padding-left: 2em;">7 ~ 11 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p>

届出を行った保険薬局において調剤した場合 40点

(2) 後発医薬品調剤体制加算 3に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 42点

ロ 地域支援体制加算 2

(1) 後発医薬品調剤体制加算 1 又は 2 に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 48点

(2) 後発医薬品調剤体制加算 3に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 50点

ハ 地域支援体制加算 3

(1) 後発医薬品調剤体制加算 1 又は 2 に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 18点

(2) 後発医薬品調剤体制加算 3に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 20点

ニ 地域支援体制加算 4

(1) 後発医薬品調剤体制加算 1 又は 2 に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 40点

(2) 後発医薬品調剤体制加算 3に係る届出を行った保険薬局において調剤した場合 42点

0 1 (略)

第 2 節～第 4 節 (略)

第 5 節 経過措置

1 平成24年3月31日以前に区分番号 1 5 の注 1 に規定する医師の指示があった患者については、区分番号 1 5 の注 8、区分番

0 1 (略)

第 2 節～第 4 節 (略)

第 5 節 経過措置

平成24年3月31日以前に区分番号 1 5 の注 1 に規定する医師の指示があった患者については、区分番号 1 5 の注 8、区分番号 1

号15の2の注7及び区分番号15の3の注7の規定は適用しない。

2 区分番号00の注12の規定による加算は、令和5年12月31日までの間に限り、算定できるものとする。

3 第2節の規定にかかわらず、令和5年12月31日までの間、調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（区分番号10の2の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、同区分番号の注6中「3点」とあるのは「4点」とする。

5の2の注7及び区分番号15の3の注7の規定は適用しない。

(新設)

(新設)